

## 奈良県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十三第二項の規定により、次のとおり自転車歩行者専用道路を指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 路線名

大和青垣吉野川自転車道線

### 二 道路の区間

大和郡山市下三橋町（佐保川左岸堤防先）から

大和郡山市稗田町（佐保川左岸堤防先）まで

大和郡山市稗田町五三四番二号地先から

大和郡山市番条町（菩提仙川右岸堤防先）まで

大和郡山市番条町四六三番地二号地先から

大和郡山市番条町三五二番二号地先まで

大和郡山市筒井町（佐保川右岸堤防先）から

大和郡山市馬司町七九三番三号地先まで

大和郡山市馬司町（佐保川右岸堤防先）から

大和郡山市馬司町七二一番二号地先まで

大和郡山市長安寺町（佐保川右岸堤防地内）

### 三 指定期日

平成二十九年八月二十五日